

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第31項
【提出先】	東海財務局長
【氏名又は名称】	ヤマタケ総業株式会社 代表取締役 山田 清久
【住所又は本店所在地】	愛知県名古屋市名東区赤松台613番地
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和8年6月19日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	シンボ株式会社
証券コード	5903
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所 スタンダード

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者／1）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ヤマタケ総業株式会社
住所又は本店所在地	愛知県名古屋市長区赤松台613番地
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士十市 崇、同 大野 修平、同 円子 知頌、 同 青木 良太
電話番号	03-6438-5511

2【提出者（大量保有者／2）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	山田 清久
住所又は本店所在地	愛知県名古屋市長区
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士十市 崇、同 大野 修平、同 円子 知頌、 同 青木 良太
電話番号	03-6438-5511

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.7
訂正される報告書の報告義務発生日	令和8年3月16日
訂正箇所	下記参照 (訂正箇所には下線を付しております。)

(訂正前)

[表紙]

[提出書類] 変更報告書No.7

(訂正後)

[表紙]

[提出書類] 変更報告書No.8

(訂正前)

第2 [提出者に関する事項]

1 [提出者(大量保有者) / 1]

(6) [当該株券等に関する担保契約等重要な契約]

・平成29年3月29日、株式会社三井住友銀行に対し250,000株を担保に提供していましたが、令和2年8月7日に130,000株を担保解除し、引き続き120,000株を担保提供しております。
・令和2年8月7日、野村信託銀行株式会社に対し500,000株を担保に提供しております。

(訂正後)

第2 [提出者に関する事項]

1 [提出者(大量保有者) / 1]

(6) [当該株券等に関する担保契約等重要な契約]

・平成29年3月29日、株式会社三井住友銀行に対し250,000株を担保に提供していましたが、令和2年8月7日に130,000株を担保解除し、令和5年2月10日に120,000株を担保解除いたしました。
・令和2年8月7日、野村信託銀行株式会社に対し500,000株を担保に提供しております。